

**『民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律』
(休眠預金等活用法) に係る預金規定(全預金共通)**

2018年1月1日より、「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」(以下「休眠預金等活用法」という。)の施行により、当組合の預金、積金、取引(以下「預金等」といいます。)規定に以下の条文を追加いたします。合わせてご一読ください。対象となる規定は「預金共通規定」「当座勘定規定」です。

1. (休眠預金等活用法に係る最終移動日等)

- (1) この預金等について、休眠預金等活用法における最終移動日等とは、次に掲げる日のうち最も遅い日をいうものとします。
- ① 当組合ホームページに掲げる移動が最後にあった日
 - ② 将来における預金等に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、預金等に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日
 - ③ 当組合が預金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が預金者に到達した場合は当該通知を発した日から1か月を経過した場合(1か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうち何れか遅い日までに通知が預金者の意思によらないで返送されたときを除く。)に限ります。
 - ④ この預金等が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日
- (2) 第1項第2号において、将来における預金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、預金に係る債権の行使が期待される日とは当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。
- ① 預入期間、計算期間または償還期間の末日(自動継続扱いの預金にあっては、初回満期日)
 - ② この預金等について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分(その例による処分を含みます。)の対象となったこと/当該手続が終了した日
 - ③ 法令または契約にもとづく振込の受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていることまたは予定されていたこと(ただし、当組合が入出金の予定を把握することができるものに限ります。)/当該入出金が行われた日または入出金が行われていないことが確定した日

2. (休眠預金等代替金に関する取扱)

- (1) この預金等について長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法にもとづきこの預金等に係る債権は消滅し、預金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。
- (2) 前項の場合、預金者等は、当組合を通じてこの預金等に係る休眠預金等代替金債権の支払いを請求することができます。この場合において、当組合が承諾した時は、預金者等は、当組合に対して有していた預金等債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払いを受けることができます。
- (3) 預金者等は、第1項の場合において、次に掲げる事由が生じたときは、休眠預金等活用法第7条第2項による申出および支払の請求をすることについて、あらかじめ当組合に委任します。
- ① この預金等について、振込、口座振替その他の方法により、第三者からの入金または当組合からの入金であつて法令または、契約に定める義務にもとづくもの(利子の支払に係るものを除きます。)が生じたこと
 - ② この預金等について、手形または小切手の提示その他の第三者による債権の支払の請求が生じたこと(当組合が当該支払の請求を把握することができる場合に限ります。)

- ③ この預金等に係る休眠預金等代替金の支払を目的とする債権に対する強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分(その例による処分を含みます。)が行われたこと
 - ④ この預金等に係る休眠預金代替金の一部の支払が行われたこと
- (4) 当組合は、次の各号に掲げる事由を満たす場合に限り、預金者等に代わって第3項による休眠預金等代替金の支払を請求することを約します。
- ① 当組合がこの預金等に係る休眠預金等代替金について、預金保険機構から支払等業務の委託を受けていること
 - ② この預金等について、第3項2号に掲げた事由が生じた場合には、当該支払への請求に応じることを目的として預金保険機構に対して休眠預金等代替金の支払を請求すること
 - ③ 前項にもとづく取扱を行う場合には、預金者等が当組合に対して有していた預金等債権を取得する方法によって支払うこと
3. 本条については、休眠預金等活用法にもとづきこの預金等に係る債権が消滅したことと伴い預金共通規定「第11条により」(当座勘定規定については「第25条」)本契約の解約をした場合であっても存続するものとします。

以上

2020年4月1日現在